

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る有料老人ホーム設置届等の取扱いについて

現在、有料老人ホームの届出（設置届等）については、面談による事前協議を原則としており、設置届の提出も持参によるものとしております。今般、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、これらの届出については、当面の間、郵送やメール、電話等での対応に切り替えさせていただきます。

対象となる届出等や、具体的な対応方法については、次のとおりとなります。

1 対象となる届出等

(1) 設置届

事前協議や設置届提出の全てが該当します。具体的には、図面確認や設置届添付書類の確認等が挙げられます。

(2) 変更届

「有料老人ホームの主な届出事項と添付書類」によります。「計画段階で必ず事前相談に来庁してください」とされていたものが本件に該当します。当面の間は、メール等で書面確認等を行いますので、計画段階でまずはお電話ください。そこで具体的な対応方法をお伝えいたします。

なお、「有料老人ホームの主な届出事項と添付書類」についても、当面の間は変更されていますのでご注意ください。

(3) 廃止（休止）届

計画段階で必ずお電話ください。具体的なお話を伺ってから、その後の対応方法についてお伝えいたします。

2 対応方法

上記のとおりとなりますが、まずはお電話ください。相談内容によりその後の対応方法（メール等）をご案内させていただきます。

3 留意点

(1) 原則として、電話、メール、郵送での対応とします。設置届や変更届、廃止（休止）届の提出も郵送とします。ただし、特に必要と認める場合や来庁しての面談を特にご希望される場合はこの限りではございません。ご相談ください。

(2) 訪問介護等の介護保険事業所等（障害福祉サービスを含む）を併設する場合は、指定担当者との協議も必要になりますので、必ず事前にその旨をお伝えください。

当該対応は感染症拡大防止対策のための一時的なものです。いずれまた通常の見取りに戻りますが、その際には、改めてご連絡いたします。

| | |
|------|--|
| 電 話 | 0 5 2 - 9 7 2 - 3 0 8 7 2 5 3 9 |
| メー ル | a2592a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp |
| 住 所 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| 担 当 | 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 施設指定係 |